



5

令和4年5月15日 発行

第76巻 第5号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話) (086) 225-3571

発行人 岡田 康浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>

頼久寺庭園(高梁市)(写真提供:公益社団法人岡山県観光連盟)

5月

安全衛生12のポイント

健康への
卒煙
第一歩5月 禁煙週間
5月31日～6月6日6月 全国安全週間準備期間
6月1日～30日

目次

May.
2022

岡山労働局 人事異動	2	
労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小事業主にも義務化されました	3	
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について	8	
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	10	
岡山働き方改革推進支援センターのご案内	11	
労働保険年度更新手続きのお知らせ	12	
労働保険に関するお知らせ	13	
岡山労働局雇用環境・均等室の助成金(2022年度)	14	
令和3年労働災害発生状況(確定)について	17	
安全管理講習会のご案内	4	協会より
第35回岡山県ゼロ災害運動研究集会開催のご案内	6	
中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内	15	
令和4年度全国安全週間	16	
労働災害 - 統計 -	18	

岡山労働局 幹部 人事異動

よろしくお願いいたします。 4月1日付 ()は前官職



局長
成毛 節
(労働基準局安全衛生部
化学物質対策課
環境改善室長)



総務部長
吉村 賢敏
(厚生労働省大臣官房
人事課長補佐)



雇用環境・均等室長
狭間 美恵
(宮崎労働局雇用
環境・均等室長)



総務課長
赤木 伸二
(広島労働局三原
公共職業安定所長)



労働保険徴収室長
井上 輝己
(労働基準部監督課長補佐)



労働基準部監督課長
森 健太
(福井労働局労働基準部
監督課長)



労働基準部賃金室長
浮森 香葉
(労働基準部労災補償課
労災保険審査官)



労働基準部健康安全課長
犬塚 浩司
(雇用環境・均等室雇用環境改善・
均等推進監理官)



労働基準部労災補償課長
尾崎 賢友
(三重労働局総務部総務課長)



岡山労働基準監督署長
小松原 邦正
(労働基準部健康安全課長)



労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、**令和4年4月1日から義務化**されました。

◇ 職場における「パワーハラスメント」とは？

職場において行われる①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。



◇ 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置とは？

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止 されています。

◇ 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取組

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく、複合的に生じることとも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備**すること。
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、①**他の事業主が雇用する労働者**、②**就職活動中の学生等の求職者**、③労働者以外の者（**個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等**）に対しても**同様の方針を併せて示す**こと。
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備 ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）
 - ・被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

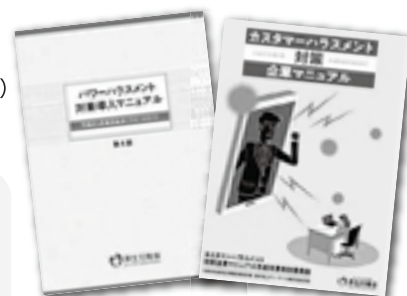
厚生労働省では、

「**パワーハラスメント対策導入マニュアル**」

「**カスタマーハラスメント対策企業マニュアル**」を作成しています！

対応マニュアル、相談窓口での対応方法、社内研修の内容等については、

「**ポータルサイト明るい職場応援団**」をチェック！



<令和4年度「全国安全週間」スローガン> 安全は 急がず焦らず怠らず

令和4年度 安全管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県労働基準協会

検索

今年も、6月1日から30日までを準備期間として、7月1日から7日まで第95回全国安全週間が展開されます。当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している標記講習会を下記のとおり計画いたしました。ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

日 程	時 間	テーマ・講師
令和4年 6月15日(水) 笠岡市民会館 (笠岡市六番町1-10)	13:30 ~ 14:50 15:00 ~ 16:30	挨拶 笠岡労働基準監督署長 岡 本 敦 子 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 産業安全専門官 柚 木 伸 也 氏 特別講演「過去の労働災害を教訓にしているか」 ～再発防止を図るために忘れてはいけないこと～ 元 倉敷労働基準監督署長 山 本 正 晴 氏
6月15日(水) まなび広場にいみ 小ホール (新見市新見123-2)	13:35 ~ 14:45 14:55 ~ 16:25	挨拶 新見労働基準監督署長 石 橋 秀 紀 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 監督・安衛課長 伊 藤 和 博 氏 特別講演「ヒヤリハット報告をリスクアセスメントに展開した改善事例を紹介」 横溝労働安全衛生コンサルタント事務所 所長 横 溝 浩 氏
6月16日(木) マービーふれあいセンター (倉敷市真備町箭田40-1)	13:30 ~ 14:35 15:00 ~ 16:30	挨拶 倉敷労働基準監督署長 金 武 邦 洋 氏 指導「全国安全週間を迎えて」 安全衛生課長 田 口 修 氏 特別講演「人為ミスの発生原因と防止策2022」 一般社団法人中部産業連盟 コンサルティング事業部 主任コンサルタント 富 澤 祐 子 氏
6月17日(金) 玉野市総合体育館 レクセセンター (玉野市玉2-3-1)	13:30 ~ 14:45 15:00 ~ 16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 小松原 邦 正 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 高 橋 慎太郎 氏 特別講演「労働災害と向き合う」 元 広島中央労働基準監督署長 / 社会保険労務士 / 井上労働衛生コンサルタント事務所 所長 井 上 一 弘 氏
6月22日(水) 岡山県安全衛生会館 (岡山市南区山田2315-4)	13:30 ~ 14:45 15:00 ~ 16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 小松原 邦 正 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 高 橋 慎太郎 氏 特別講演「労働災害と向き合う」 元 広島中央労働基準監督署長 / 社会保険労務士 / 井上労働衛生コンサルタント事務所 所長 井 上 一 弘 氏
6月27日(月) グリーンヒルズ津山 リージョンセンター (津山市大田920)	13:35 ~ 14:45 15:00 ~ 16:30	挨拶 津山労働基準監督署長 須々木 竜 紀 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 安全衛生課長 片 島 伸 司 氏 特別講演「災害事例から見る安全配慮義務」 ～労働災害の未然防止について～ 小田安全衛生コンサルタント事務所 所長 小 田 康 博 氏
6月29日(水) 岡山セラミックスセンター (備前市西片上1406-18)	13:35 ~ 14:45 15:00 ~ 16:30	挨拶 和気労働基準監督署長 三 見 明 弘 氏 指導「全国安全週間を迎えるにあたって」 労働衛生専門官 池 田 恵 一 氏 特別講演「時間は戻りますか？」 國田労働安全コンサルタント事務所 所長 國 田 晴 夫 氏

申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

第35回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事 業 者 殿

一般社団法人岡山県労働基準協会
安全衛生委員会

<http://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 令和4年7月11日(月)
14:20～16:45(受付14:00～)
2. 会 場 岡山ふれあいセンター(岡山市中区桑野715-2)
3. 参加費 1名 2,200円(資料代、消費税込)
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等



時 間	テ ー マ	講 師 等
14:20～14:25	開会あいさつ	安全衛生委員会 委員
14:25～14:55	講演 「最近の労働安全衛生行政から」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 犬 塚 浩 司 氏
14:55～15:10	休 憩	
15:10～16:40	特別講演 「失敗から学ぶ安全」	中災防安全衛生エキスパート 山 岡 和 寿 氏
16:40～16:45	閉会あいさつ	安全衛生委員会 委員

岡山県ゼロ災運動研究集会における感染症対策について

- 当日37.5度以上の発熱があった場合は、本集会への参加をご遠慮ください。
- マスクを必ず着用の上ご来場ください。
- 受付時に非接触の体温計で検温を実施させていただきます。
- 手指消毒のための消毒液を設置していますので、こまめな消毒をお願いします。
- 十分な間隔を保った座席の配置としています。
- 会場内での参加者同士の会話は極力ご遠慮ください。
- 定期的に会場内の換気を実施させていただきます。
- 今後の感染拡大状況によっては本集会を中止させていただく場合がございます。
岡山県労働基準協会のホームページでご確認ください。

6 . 申込方法

インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索

当協会ホームページからお申し込みください。

窓口・FAX申込

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7 . そ の 他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円＋振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、集会当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8 . 窓口申込先

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支 部 名	所 在 地	T E L 番 号	F A X 番 号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安 全 衛 生 会 館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

(様 式)

* 4010

第35回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

受付	氏 名 (フリガナ)	受付	氏 名 (フリガナ)
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()	支 払 方 法	参加費____名分____円 を____月____日に 下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会 窓口へ持参 当日はご遠慮ください
所 在 地	〒 - 都道 市 府県 郡 区		
ご 担 当 者 職 氏 名			
ご 連 絡 先	T E L () - F A X () - メール		

申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本集会の的確な実施のためにのみ使用します。

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置について

対象期間が令和5年3月31日まで延長されます。



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

▶▶母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和5年3月31日です。

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

母性健康管理措置には、他にも、以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中又は出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者等への
配慮について

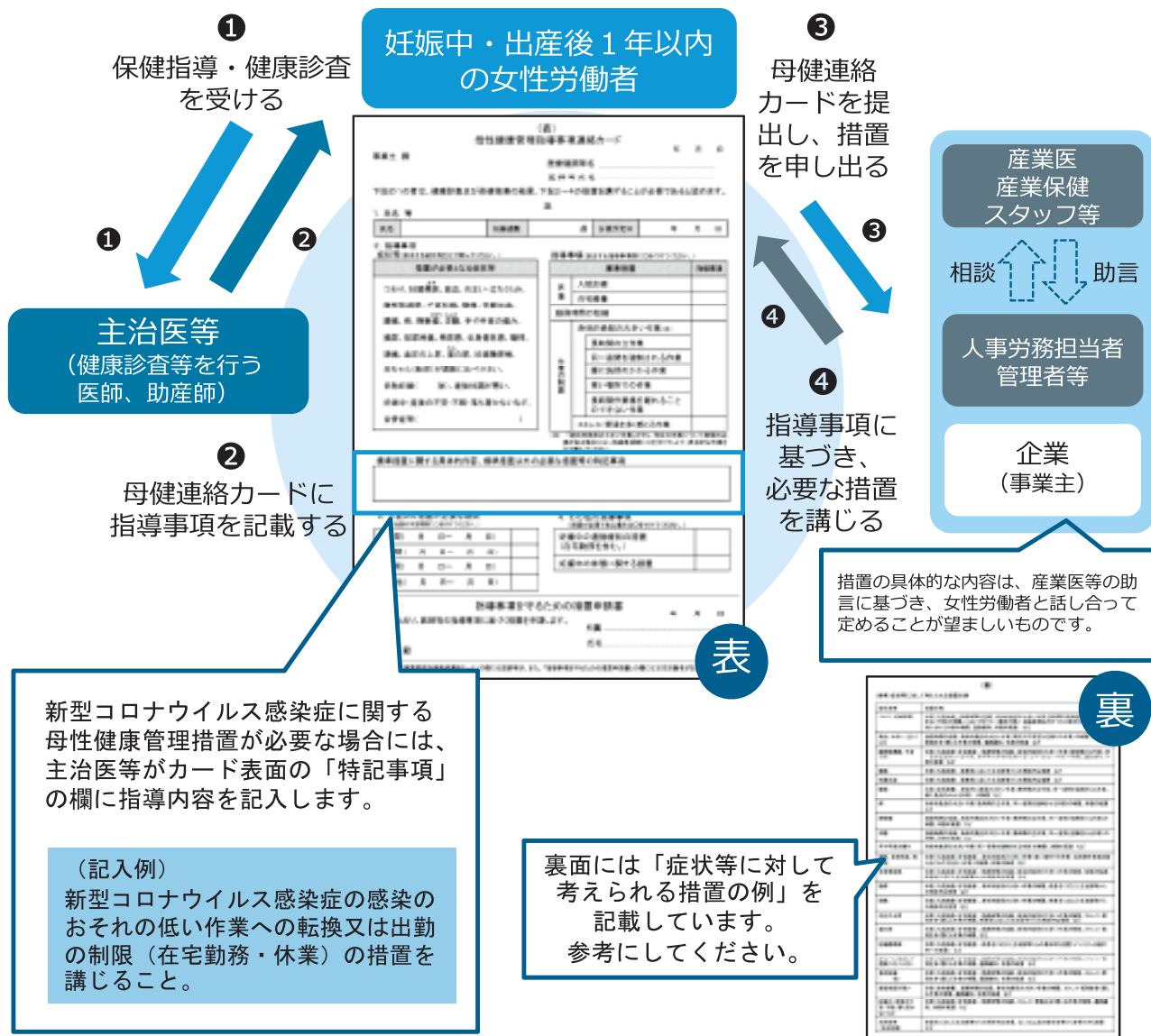
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html



新型コロナウイルス感染症に関する母健連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。

また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



- 男女雇用機会均等法により、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする解雇等不利益取扱いは禁止されています。
- また、職場におけるいわゆるマタニティハラスメントには、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の御相談は、以下へお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に関する相談窓口
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- 岡山県内の熱中症による労働災害は長期的には増加傾向に -

岡山労働局（局長 成毛 節）は、職場における熱中症を防止するため、令和4年も

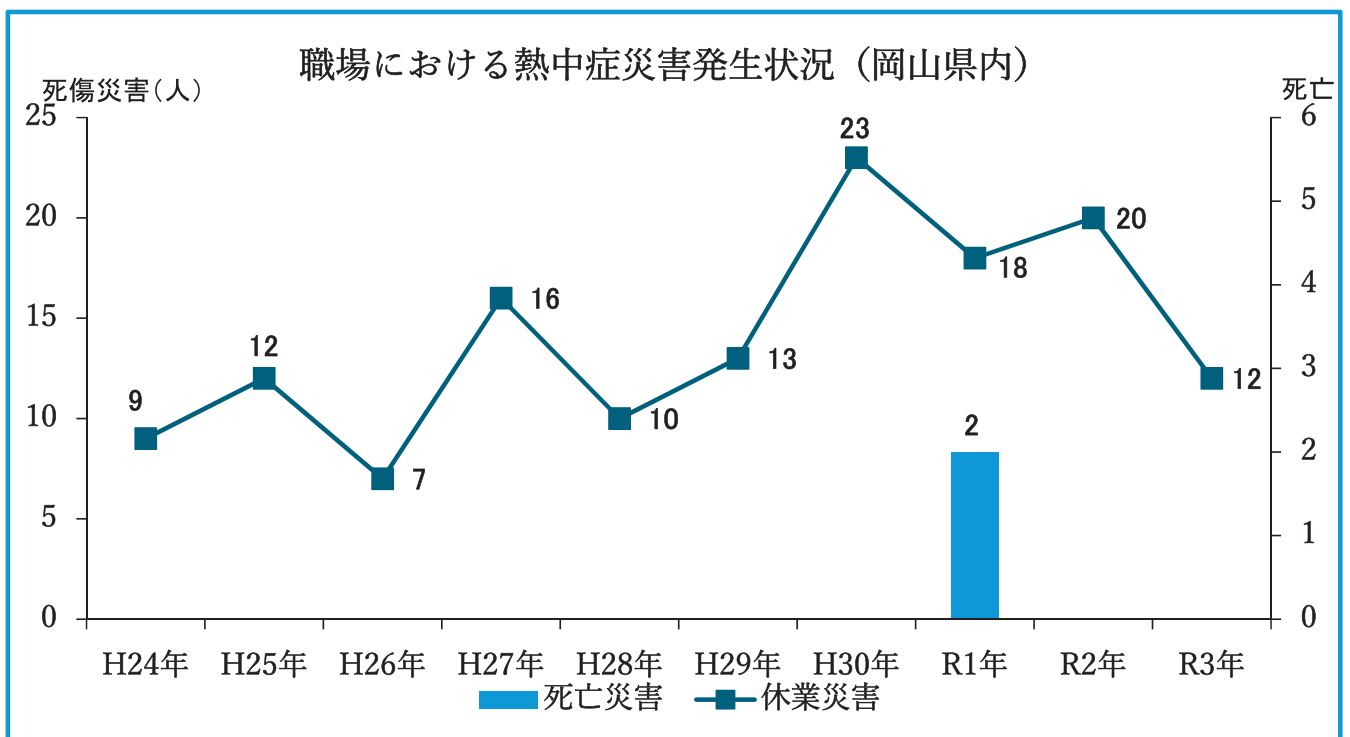
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン を実施します。

〔実施期間：令和4年5月から9月 重点期間：令和4年7月〕

岡山県における令和3年の熱中症の労働災害は、死亡0人（前年比±0人）、休業4日以上12人（前年比－8人）でした。死亡者は2年連続0人でしたが、休業災害件数は長期的には増加傾向にあります。業種別では、清掃・と畜業（4人）、建設業（2人）、運輸交通業（2人）など、この3業種で全体の67パーセントを占めています。令和3年の全国の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者は547人、うち死亡者数は20人でした。

岡山県の災害事例を見ると、入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置をとっていない事例、休憩に入った直後に急激に体調が悪化し救急搬送される事例等が見られました。災害発生が多い時間は10時から12時と、14時から18時が全体の約7割を占めています。さらに、被災者の経験年数は入職後3年未満の発生が多い状況です。また、全国では「休ませて様子を見ていたところ様態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、事業場における健康管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が見られます。

事業場においては、こまめな休憩や水分補給を心掛けるとともに、WBGT値の把握、緊急時の連絡体制の整備等を行い、熱中症による災害防止に心がけてください。



中小企業・小規模事業者等の皆さま

岡山働き方改革推進支援センターのご案内

(厚生労働省 岡山労働局 委託事業)

岡山働き方改革推進支援センター
が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

＼悩める経営者のチカラになります！／



ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ☒ テレワークをやりたい
- ☒ 在宅勤務も検討したい
- ☒ 業務効率化から始めたい
- ☒ 生産性向上で賃金アップ
- ☒ 同一労働同一賃金
- ☒ 時間外労働の上限規制
- ☒ 活用可能な助成金
- ☒ 人材不足対応（育成含む）

これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

センターではご要請に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

無料

個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し、
課題解決に向けた支援を行います。

無料

セミナー・講師

気軽に参加いただける WEB
セミナーを多数用意しております。

無料

常駐相談

センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。

岡山働き方改革推進支援センター

受付時間（平日）9：00～17：00

〒700-0985

岡山県岡山市北区厚生町3丁目1-15

岡山商工会議所ビル 8F

受託会社：株式会社 タスクールPlus

TEL 0120-947-188

FAX 086-223-5733

MAIL okayama@task-work.com

働き方改革推進支援センターでは、社労士等の専門家が、働き方改革についての
相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。是非お気軽にご連絡ください！

労働保険年度更新手続きのお知らせ

本年度も、労働保険の年度更新手続き（労働保険料等申告書の提出と保険料納付）の時期が近付いてまいりました。

年度更新に必要な書類は、専用封筒で5月末頃に各事業場あてにお送りします。

本年度の手続き期間は、

6月1日～7月11日（提出期限）です。

7月から、県下に受付会場を設けていますので、お近くの会場をご利用いただき提出することもできますが、電子申請での提出を積極にご検討ください。（申告書同封のパンフレットを参照してください）。

受付会場は提出期限直前、混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

なお、岡山労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署、各年金事務所内に設置している社会保険・労働保険徴収事務センターでは随時受付をしています。

手続き等でご不明な点がありましたら、
コールセンター（ 0120-165-180 ）

もしくは、岡山労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署へ、ご相談ください。

【年度更新申告書の電子申請について】

～ 申告書は電子申請でも提出できます ～

電子申請は土日を含め24時間申請が可能です。

是非ご利用ください。

【令和4年度の雇用保険料率について】

令和4年度の雇用保険料率は、令和4年4月1日～令和4年9月30日までと令和4年10月1日～令和5年3月31日までの期間で保険料率が異なります。

詳しくは厚生労働省ホームページまたは岡山労働局ホームページでご確認ください。

【保険料の口座振替納付について】

口座振替を行いますと、保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

事前の手続きが必要ですので下記へお問い合わせください。



〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 1階

岡山労働局 労働保険徴収室 電話086-225-2012

詳しくは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局ホームページでご確認ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

労働保険に関するお知らせ

労働保険の手続きは「電子申請」をぜひご活用ください。
自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。



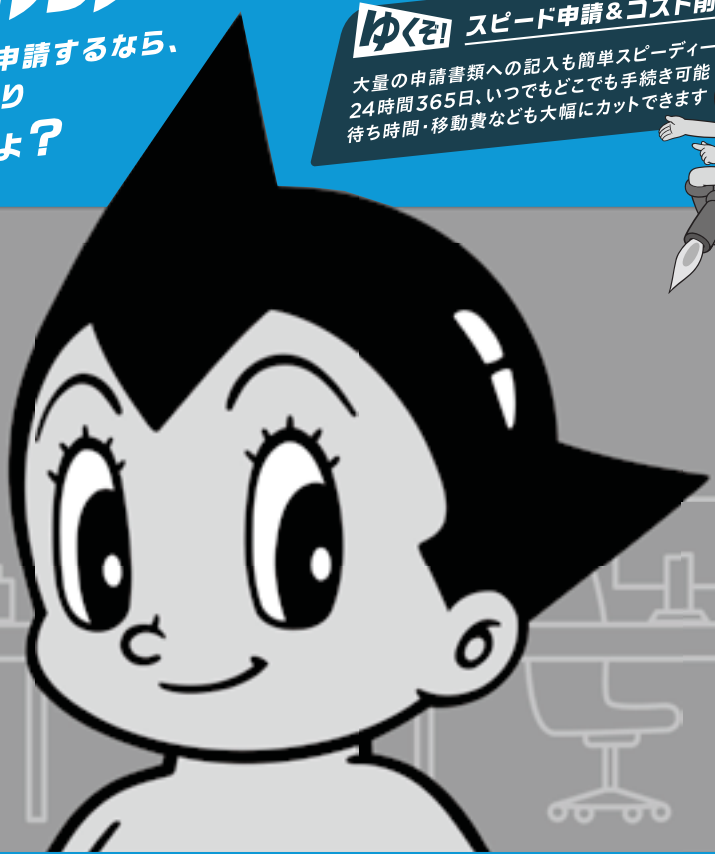
厚生労働省
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞい スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。
無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に！

© TEZUKA PRODUCTIONS

労働保険 電子申請

検索

岡山労働局総務部 労働保険徴収室 電話 086-225-2012



岡山労働局雇用環境・均等室の助成金（2022年度）

○2022年度に雇用環境・均等室で担当している主な助成金は、次のとおりです。

男性の育児休業取得を促進

■両立支援等助成金 出生時両立支援コース

【第1種】中小企業事業主が男性労働者が育児休業をしやすい雇用環境整備や業務体制の整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得させた場合に支給します。

【第2種】第1種の助成金を受給しており、男性の育児休業取得率が3年以内に30%以上上昇させた場合に支給します。

仕事と介護の両立

■両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

中小企業事業主が「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた場合に支給します。

仕事と育児の両立

■両立支援等助成金 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のための以下の取組を行った事業主(①～③は中小企業事業主)に支給します。

①育児取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

②業務代替支援

育児休業取得者の育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ休業取得者を原職等に復帰させた場合

③職場復帰後支援

法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後6ヵ月以内に一定以上利用させた場合

④新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合

■両立支援等助成金 不妊治療両立支援コース

中小企業事業主が不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた場合に支給します。

■両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（賃金の6割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内周知し、当該休暇を労働者に取得させた場合に支給します。

■両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者に対し、賃金全額支給の有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた場合に支給します。

休暇取得期間

申請期限

令和4年1月1日～3月31日 → 令和4年5月31日（必着）

令和4年4月1日～6月30日 → 令和4年8月31日（必着）

最低賃金引上げ

■業務改善助成金

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に、改善の取組に要した費用の一定額を助成します。（申請期限：令和5年1月31日）

※予算の都合上、早めに受付を締切の場合あり

【主な支給要件】

①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後3ヵ月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金引上げを行うこと（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です）。

②生産性向上のための機器・設備の導入などを行うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輦など、社会通念上当然に必要な経費は対象外です）。

※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象になります。

働き方を変える

■働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、取組に要した経費（それぞれの目的に要した設備投資等）の一定額を助成します。

取組内容により、次の①～④の4つのコースがあります。

※予算の都合上、早めに受付を締切の場合あり

①労働時間短縮・年休促進支援コース（最大490万円）

【長時間労働の見直し、年次有給休暇の促進等】

（申請期限：令和4年11月30日）

②勤務間インターバル導入コース（最大340万円）

【休息時間の確保】

（申請期限：令和4年11月30日）

③労働時間適正管理推進コース（最大340万円）

【労働時間の適正管理】

（申請期限：令和4年11月30日）

④団体推進コース（最大1,000万円）

【事業主団体の人材確保に向けた取組等】

（申請期限：令和4年11月30日）

テレワークの導入

■人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主に、テレワーク用機器の導入等の取組に要した経費の一定額（最大200万円）を助成します。

○それぞれの助成金について詳細な要件がありますので、申請を予定されている場合は、事前に岡山労働局 雇用環境・均等室あて問い合わせください。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

TEL：086-224-7639 FAX：086-224-7693



中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

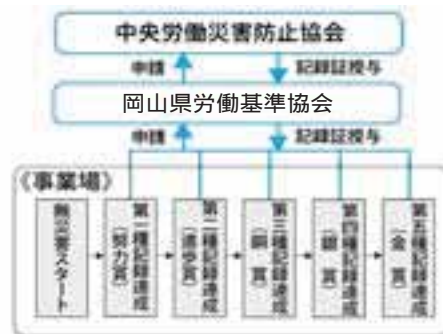
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■ 中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



申請書及び制度のお問い合わせ

・ 中央労働災害防止協会ホームページ

無災害記録証

検索

・ 岡山県労働基準協会

086-225-3571



Metaltech
株式会社 **メタルテック**
岡山事業所

〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910
Tel(086)943-2934 Fax(086)943-4787



代表取締役社長 佐々木 正信

笠岡工場
〒714-0006
岡山県笠岡市みの越13番
TEL(0865)62-6111(代) FAX(0865)62-6600
http://www.sanyofods.jp/

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)
岡山県労働基準協会顧問弁護士

弁護士 近藤 弦之介
弁護士 藤原 健補
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 川端 美智子
弁護士 青田 夢
弁護士 鹿室 辰義
弁護士 高瀬 鈴香
客員弁護士 石島 弘

〒700-0901
岡山市北区本町6番36号
第一セントラルビル2階
TEL(086)224-8338(代)
FAX(086)224-7555

三井造船特機エンジニアリング株式会社
マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651
岡山県玉野市玉3丁目1番1号
TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

津山ガス株式会社

取締役社長 荻田 善嗣

岡山県津山市林田町92
(0868)22-7211



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1
TEL(0865)65-0311(代)
FAX(0865)65-0460

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5

Tel.(086)231-1227

NAKASHIMA
We Go Beyond

ナカシマプロペラ株式会社

本社 / 〒709-0625
岡山市東区上道北方688-1
TEL(086)279-5111
FAX(086)279-3107

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

TEL(086)225-4538

上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。



令和4年度全国安全週間

本週間：令和4年7月1日～7日 準備期間：令和4年6月1日～30日

スローガン

安全は 急がず焦らず怠らず



**(一社)岡山県労働基準協会 労働衛生センターでは
健康診断や作業環境測定・産業保健活動サービスを実施しています**

一般健康診断

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を受診いただけます。

- 定期 ● 雇入れ時 ● 海外派遣時 ● 特定業務従事者 ● 深夜業務従事者 など

特殊健康診断

一般健診とは別に、有害業務に従事する労働者は業務内容に応じた健康診断を受診する必要があります。これらの健康診断を総称して、特殊健康診断といいます。

- じん肺 ● 有機溶剤 ● 鉛 ● 特定化学物質 など

行政指導による健康診断

対象となる特定の業務に従事している労働者に対し実施する健康診断です。

- VDT ● 騒音 ● 腰痛 ● 振動 など

作業環境測定

労働安全衛生法に基づく各種作業環境測定を実施いただけます。

- 粉じん ● 特定化学物質 ● 金属 ● 有機溶剤 ● 騒音 など

産業保健活動

健康支援活動を行っています。

- 産業医 ● 保健指導 ● 健康教育 ● ストレスチェック

ご不明な点がございましたら、

労働衛生センター(TEL 086-281-4500 FAX 086-282-6548)まで

お気軽にお問合せ下さい。



令和3年 労働災害発生状況(確定)について

岡山労働局

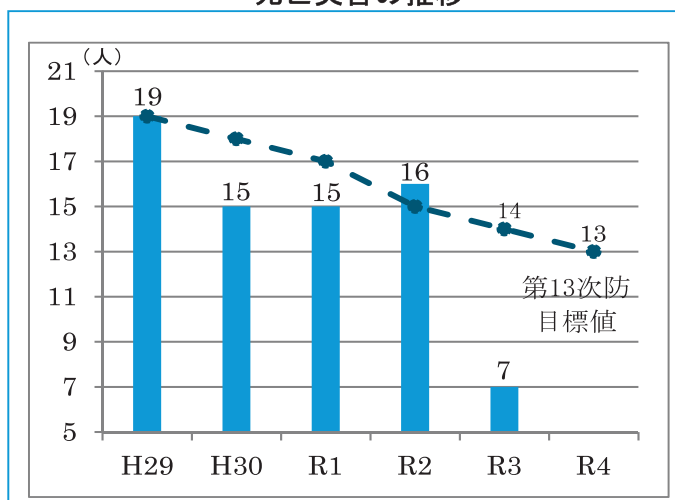
～死傷者数は前年より164人(7%)増加、死亡者数は前年より9人(56.3%)減少～

岡山労働局は、岡山県内における令和3年の労働災害の発生状況を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

1. 死亡災害

- **死亡災害は7人**
(前年より9人減少)
- 業種別の状況
 - ① **建設業 5人** (-1人)
 - ② **製造業 1人** (-2人)
 - ③ **第三次産業 1人** (-2人)
- 事故の型別の内訳
 - ① **飛来・落下**(地山・岩石、一般動力機械) **2人**
 - ② **交通事故(道路)**(トラック) **2人**
 - ③ **激突され**(トラック) **1人**
 - ④ **感電**(送配電線等) **1人**
 - ⑤ **その他 1人**

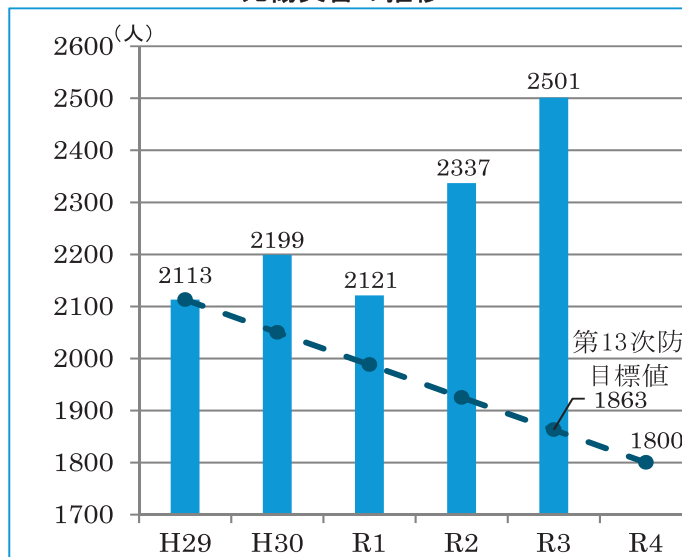
死亡災害の推移



2. 死傷災害(休業4日以上)

- **死傷災害は2,501人**
(前年より164人増加)
- 令和3年は前年から164人増加しました。新型コロナウイルス感染症関連の305人を除いても53人(+2.5%)増加しました。
- 特に道路貨物運送業、社会福祉施設、産業廃棄物処理業では労働災害が増加しました。(新型コロナウイルス感染症関連の労働災害を除く)
- 令和3年の岡山局第13次労働災害防止計画(第13次防)の目標値であった1,863人を大きく上回る結果となりました。

死傷災害の推移



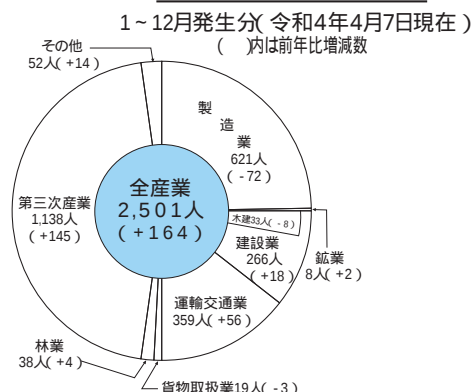
3. 今後の労働災害防止について、事業場に応じた対策を講じて下さい。

- ① 機械設備によるはさまれ・巻き込まれ災害：不具合を認めた場合はまず機械を止める！
- ② 建築物等、トラック荷台等からの墜落転落防止：足場の設置、開口部・作業床の端など墜落防止設備の設置、トラック荷台(昇降設備)、墜落制止用器具の使用を徹底する！
- ③ 通路、階段、つまずきなど転倒災害：4Sの徹底、作業方法の改善、危険箇所に表示を！
- ④ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえた取り組みの実施を進める！
- ⑤ 職場における腰痛予防指針を踏まえた腰痛予防対策を進める！

昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可
令和四年五月十五日（毎月一回十五日発行）

(注) 令和3年1月1日から令和3年12月末日までに発生した労働災害で、労働基準監督署に報告のあったもの。

死亡災害



試験の種類 には、更に実技試験があります。		2022年		
		6月	7月	8月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士		8		
二級ボイラー技士		16	13	2
特別ボイラー溶接士				29
普通ボイラー溶接士				29
ボイラー整備士		15		
クレーン・ デリック 運転士	限定なし	22	26	30
	クレーン限定	1・22	5・26	30
	床上運転式限定			
	限定免許解除試験			
移動式クレーン運転士			7	23
揚貨装置運転士				
発破技士				
ガス溶接作業主任者		7		
林業架線作業主任者		7		
第一種衛生管理者		21	6・28	18
第二種衛生管理者		21	6・28	18
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者			12	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士			20	

[illegible]